

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 40(オ)614	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	第三者異議	原審事件番号	昭和 38(ネ)830
裁判年月日	昭和 40 年 11 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 40 年 3 月 5 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 19 卷 7 号 2003 頁		

判示事項	特定物の売買後売主が物件の所有権を取得したときと買主への所有権移転の時期・方法。
裁判要旨	売主が第三者所有の特定物を売り渡した後右物件の所有権を取得した場合には、買主への所有権移転の時期・方法について特段の約定がないかぎり、右物件の所有権は、なんらの意思表示がなくても、売主の所有権取得と同時に買主に移転する。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人らの負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人渡部利佐久の上告理由第一および第二について。</p> <p>原判決は、つぎの事実を確定したものであつて、このことは判文上明らかである。</p> <p>すなわち、訴外 D 株式会社（以下 D という。）は、訴外 E 株式会社（以下 E という。）に汽船幸春丸の建造を注文し、昭和三六年五月ごろ完成して E よりその備品である本件物件を含めて右船舶の引渡を受けその所有権を取得した。しかし、D は、右船舶の建造代金を支払っていないので、間もなく右船舶物件を再び E に返還譲渡し、E 所在の高知市に右船舶を回航させた。</p> <p>D は、同年六月一〇日被控訴人（被上告人）に対し、本件物件を右会社の所有として譲り渡し、かつ爾後右会社において被控訴人のため右物件を占有する旨を約した。しかし、当時 D は右物件の所有権を失っていたので（D 被控訴人間の前記契約が D が物件を E に返還した後であることは判文上窺われる。）、被控訴人は、右行為によつては直ちに右物件の所有権を取得しなかつた。</p> <p>同年七月初めに E と D との間に代金の支払についての話合がつき、同月八日改めて右船舶および本件備付物件の所有権を D に戻し、おそくとも同日 D は右船舶、物件の引渡を受けその占有を取得した。</p> <p>以上の事実関係の下において、E より被控訴人への本件物件の所有権および占有移転の時期、方法につき特段の約定ないし意思表示がない限り（原判決は、右特段の事実があることを確定していない。）、D が昭和三六年七月八日 E より本件物件の所有権を取得すると同時に被控訴人が D より本件物件の所有権を得し、また、D の占有取得と同時に被控訴人が前記約定に基づき占有改定の方法により D よりその占有を取得するに至つたものと解すべきである（被控訴人の所有権取得につき、大審院大正八年（オ）第一一四号大正八年七月五日判決、民録二五</p>

輯一二五八頁参照)。原判決に所論の法令解釈の誤り、理由不備、理由齟齬の違法がなく、論旨はすべて採用できない。

同第三について。

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠により肯認できるから、原判決に所論の採証法則違反等の違法はない。論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外)

※参考：判例タイムズ 185 号 85 頁、判例時報 433 号 29 頁